

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p><u>1</u> 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、令和2年8月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「<u>占用の許可</u>」という。）を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の9分の1に相当する額</p> <p><u>2</u> 占用の許可を受けて地下に設ける電線その他の線類 条例で定める額の5分の4に相当する額（これと一体不可分な物件にあっては条例で定める額の9分の1に相当する額）</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p><u>1</u> 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けて電線共同溝等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類に限る。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の5分の4に相当する額（これと一体不可分な物件にあっては条例で定める額の9分の1に相当する額）</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	